

【シンガポール】新型コロナウイルスの影響による知財庁業務の閉庁について（続報2）

2020年4月29日
ジェトロ・バンコク事務所

4月6日付で、シンガポール知財庁（IPOS）は、4月7日から5月7日まで知財庁業務を閉庁する旨を発表していたが、4月29日、シンガポールの移動制限措置延長に伴い、IPOSは6月4日まで閉庁し、物理的な書類提出等の手続き期限は6月5日まで延長すると発表した。

情報公開日
2020年4月29日

URL等

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/updates/ViewDetails/our-services-during-the-covid-19-extended-circuit-breaker/>

<https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/practice-direction-no-2-of-2020.pdf>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年4月現在、独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。